## 御殿場市経済変動対策資金利子補給金の申請の流れ

	静岡県経済変動対策貸付資金 (新型コロナウイルス感染症枠) の申込後に、本人また			
	は金融機関により申請書を市商工振興課窓口へ提出。			
交付申請	提出書類	①御殿場市中小企業経済変動特別対策資金利子補給金交付申請書(様式第1号)		
		②静岡県経済変動対策貸付資金(新型コロナウイルス感染症枠)による融資を受		
		けたことが分かる資料		
		※保証決定の通知書及び金銭消費貸借契約書の写し等		
		③金融機関が発行する返済予定表の写し		
		④要綱第2条第1号の条件を満たしていることを証明する納税証明書等(滞納の		
		無い証明書) ※市税務課で取得できます。		
	提出期限	融資実行後20日以内、令和2年3月18日から令和2年3月31日までに融		
		資を受けた方は令和2年4月20日(月)まで		

申請書提出後、市から本人に交付決定通知書を送付(2週間以内)。

市から本人に実績報告提出等の手続きのお知らせを送付。

実績報告 ( <b>最大4回</b> )	交付決定を受けた後、実績報告に基づき、 <u>6か月分ごと</u> にまとめて利子補給金を			
	交付します。 ※最大24ヵ月分			
	提出書類	①御殿場市中小企業経済変動特別対策資金利子補給金実績報告書(様式第3号)		
		②元利子支払証明書(様式第4号)		
	提出期限	交付の決定を受けた日の属する月から起算して7か月後まで( <mark>2回目以降は</mark>		
		<u>6か月ごと</u> )		
		例:令和2年4月に交付決定を受けた場合		
		1回目→令和2年11月 2回目→令和3年5月		
		3回目→令和3年11月 4回目→令和4年5月		

実績報告提出後、市から本人に交付額確定通知書を送付(2週間以内)。

	交付額確定通知書を受けた後、市商工振興課へ請求書を提出。	
請求	提出書類	①御殿場市中小企業経済変動対策資金利子補給金請求書(様式第6号)
(最大4回)		②口座登録申出書 ※振込先の口座を市に登録してない場合
	提出期限	交付額確定通知書日から10日以内

請求書に基づき、30日以内に指定された口座にお振込みをします。

この枠内の手続きは最大で4回行っていただきます。